

第8章 計画の推進

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、家庭をはじめ、保育・教育機関、地域、職域、医療機関、その他各種関係機関、団体等との連携・協働により取り組みます。

また、庁内関係部間の緊密な連携に努め、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 国・県との連携

本計画に関わる施策は、国・県との連携を図るとともに、国・県の最新の法令や施策等を把握し、推進します。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の評価・検証

各施策・事業においては、毎年、進捗状況及び目標値に対する実績値を把握し、評価・検証を行います。

計画の推進にあたっては、各施策・事業の実施状況や進捗について評価・検証した結果を、「総社市子ども・子育て会議」において報告します。必要がある場合は、計画期間中に見直し変更を行い、計画を推進します。

(2) 情報提供・周知

広報紙やホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の内容や進捗状況など情報を公開し、広く市民に周知します。

【図表8-1 P D C Aサイクル】

